

# 楽天FX

## 取引約款兼取引規定

(旧・取引約款)

楽天証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号

## 楽天 FX 取引約款兼取引規定（旧・取引約款）

### 目次

楽天 FX 取引約款兼取引規定（旧・取引約款） .....	3
電子取引における付帯条項 .....	22

## 楽天 FX 取引約款兼取引規定（旧・取引約款）

### 楽天 FX 取引約款兼取引規定の目的

楽天 FX 取引約款兼取引規定（旧・取引約款）（以下「本約款」といいます）は、お客様と楽天証券株式会社（以下「当社」といいます）との間において行う店頭外国為替証拠金取引（以下「本取引」といいます）に係る権利義務及び本取引の利用に関する取決めを定めるものです。

本約款は平成 27 年 5 月 29 日以前に FXCM ジャパン証券株式会社に店頭外国為替証拠金取引にかかる取引口座（但し、プレミアム口座に限る）を開設され、同年 8 月 1 日以降、楽天 FX 取引にてお取引をなさるお客様の楽天 FX 取引を対象としたものです（なお、同年 8 月 1 日以降、プレミアム口座によるサービスが終了するまでの間プレミアム口座でお取引をなさる場合については、本改訂前の「取引約款」が適用されるものとします。）。

### 第 1 条 総則

- 1-1. お客様は、本取引の開始に当たり本約款と付随する付帯条項（以下「本約款条項」といいます）、取引説明書(契約締結前交付書面)、取引ルール及び各種取引ツール利用規定(当社が WEB サイトで公開しているものを含むがこれに限らない。)（以下、「取引約款等」といいます）の内容を十分に理解し、それらに掲げる各条項や内容を理解し承諾した上でこれに従い、自身の判断と責任において本取引を行っていただくものとします。
- 1-2. お客様は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守するとともに、本規定に掲げる事項を十分に理解・承諾するものとし、これを証するため、「確認書・告知に係る申請書」を差し入れることとします。
- 1-3. 当社は日本国内において関東財務局の登録業者（関東財務局長（金商）第 195 号）として店頭金融先物取引を行う事が可能であり、一般社団法人金融先物取引業協会、日本証券業協会、および日本投資者保護基金の加入業者であり、特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターとの間で、手続実施基本契約を締結しております。
- 1-4. 本約款の条項は日本国内の居住者または日本法人若しくは日本国内に事業所登記を行っているお客様（平成 19 年 9 月 30 日施行の金融商品取引法上の適用対象顧客）にのみ適用されるものとします。
- 1-5. 本約款で定める対象商品は下記の通りです。  
店頭外国為替証拠金取引  
但しお客様が取引可能な商品は当社が上記の商品の提供を国内法規制に基づき可能であるもの、または当社が別途指定したものに限りです。
- 1-6. お客様はその希望する商品を取引する場合、別途当社が交付した説明書を熟読され、お客様により必要事項が記入された確認書を当社が承認しない限りその取引を開始する

ことが出来ないものとします。

- 1-7. お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

## 第2条 契約目的・適用

- 2-1. 本約款条項内の合意事項は個々の取引及び約定後の諸事項についても適用されるものとします。本約款条項に別段の記載がある場合を除いて本取引は適用法令並びに本約款条項に従う他は、制限されることはありません。
- 2-2. 本約款条項はお客様と当社の間で過去に結ばれた全ての契約に代わるものであり、お客様がその取引を開始する際に本約款条項に合意すれば効力を発生します。従って本約款条項外の内容にお客様は依拠することはできません。また本約款条項で規定されていない事項に関して当社は自身の作為によるもの以外の情報の誤りに関しては免責されるものとします。
- 2-3. 当社は金融市場並びに金融商品取引における監督機関、金融商品取引所、一般社団法人金融先物取引業協会、各市場における自主規制団体等が定める法令諸規則並びに市場慣行及び行為規範に従います。しかしながら、当該機関及び団体、または本約款条項内で記載されたもの以外は当社はその責任を負わず、受託義務を負いません。

## 第3条 適用法令

本約款条項及びそれに基づくすべての行為は、適用法令に従います。

- ① 本約款条項と法令規定に矛盾が生じた場合は法令規定が優先します。
- ② 法令に基づき当社がお客様に対して負う義務に対する制限規定が本約款条項内に規定されていない場合、当社は当該法令通りに義務を負います。
- ③ 当社は法令遵守のための当社が必要と考える作為または不作為を行うことができ、お客様はこれに従います。また、法令順守のための当社の作為及び不作為に関して、当社及び当社の役員、従業員、代理人並びに当社が本約款条項に基づいてその業務の一部を委託した第三者はお客様に対し免責となります。

## 第4条 口座開設基準及び取引口座による処理

- 4-1. 本取引用口座（以下、「本口座」といいます）は、原則、一名義一口座とします。
- 4-2. お客様は、当社が交付する書面または報告書については、電子メールを含む電子的な交付（電子交付）に同意することとします。

- 4-3. お客様が当社との間で行う本取引に関しては、お客様からの預託金、取引を行うのに必要な証拠金、反対売買による差金決済を行った場合の差損益金、取引の執行、売買代金の決済、手数料等その他本取引に関する金銭の授受等の全ては本口座で処理されるものとします。
- 4-4. 当社は、経費、手数料等の費用についてもその詳細を記載した料率表を当社ホームページに掲載し、お客様は当該閲覧することが出来ます。当社は、新たな料率表を当社ホームページに公表することあるいは、取引約款等に規定されたその他の手段により新たな料率表をお客様に提供することにより、料率表を随時変更できることとします。お客様は、恒常的に料率表を見直す責務があることに同意するものとします。
- 4-5. お客様は当社に対して、料率表及び、取引約款等に記載の諸手数料、諸料金、並びに当社から随時お客様に通知した追加の諸手数料及び、諸料金を料率表並びに、取引約款等の記載の有無にかかわらず、支払うことに同意するものとします。

#### 第5条 取引・注文

- 5-1. お客様が当社と行う本取引の注文、注文の訂正、注文の取消等は当社がお客様に配布したインターネット取引プラットフォーム（以下「プラットフォーム」といいます）を通じて行うものとします。またお客様が当社と行う本取引の取引形態、各商品の銘柄、その他の注文内容及び注文の執行方法については、別途規定する条件の範囲内でお客様がプラットフォームを経由して当社に指示する事とします。
- 5-2. お客様は当社が別途認めた場合を除き、代理人（第三者）による取引はできません。
- 5-3. お客様は当社が執行を行っていない未約定の注文に関してはプラットフォームを経由してこれを変更及び取り消すことが可能です。但し約定済の注文についてはこれを変更、取り消すことができません。
- 5-4. 当社は、お客様より受け付けた本取引の売買注文の執行をする際にお客様の本口座内預託額が不足する場合、注文の執行を行わないものとします。但し当社が必要と認めた場合はこれを除きます。
- 5-5. 当社は、お客様の行う取引及び注文内容が本約款条項、法令諸規則、取引所規定、国際機関及び国内外の(自主)規制団体の規則、倫理・行動規範等に違反する場合、並びにお客様の本取引に係る未決済健玉の評価損がある一定金額を超えた場合は、注文の執行を行わないかまたは約定の取消若しくは変更を行う権利を有します。
- 5-6. お客様は、当社が本取引に関する売買注文及び本取引に関連する事務を当社の指定する提携先に取り次ぎまたは委託することがあることを予め承認するものとします。
- 5-7. 当社は取引執行に関して最良執行としかるべき時期での執行を提供します。これにより当社はお客様を含めた当社の顧客にもっとも大きな利益をもたらすものと確信しますが、時としてそうでない場合もあり得ます。また、お客様は、本取引の注文によっては市況により実際に成立した値段がお客様の当初期待した値段とは同一にならない場合

があることを認識し同意するものとします。

- 5-8. お客様は、本取引に係る未決済残玉はこれを売戻しまたは買戻しにより決済するものとします。
- 5-9. 当社はお客様が過度な取引により多額の評価損が発生した場合、及びその他投資家保護の観点より当社が必要と判断した場合はお客様に対し預託金額の上限を制定する権利を有します。

#### 第6条 建玉

- 6-1. 本取引における取引数量、未決済残玉は当社が別途定めた規定に基づく必要証拠金額により制限されるものとします。また、当社はその独自の判断でお客様に対し何時でも未決済残玉の制限を設定することができるものとします。またその制限を維持する為に当社の独自の判断でお客様の残玉の内一つあるいは複数をお客様の勘定により清算を行うことができます。この行為は本約款第14条及び第15条並びに第16条の影響を受けないものとします。
- 6-2. 前項並びに本約款第9条、第13条により清算対象となる既存の未決済残玉が2件以上ある場合、当該未決済残玉を決済する順序は当社の裁量により任意に選択できるものとします。

#### 第7条 預託金

当社はお客様からの預託された資金を日本国内外に設定された当社の勘定とは異なる分別口座として認められた金融機関の口座で保管し、その預託資金を取引管理の観点において取引証拠金の支払義務を履行するため、または取引の維持並びに管理を目的として、国内外の仲介業者、清算機関及びその代行者並びに店頭取引等の相手先等第三者に引き渡すことができます。こうした第三者が日本国外に存在する場合は国内と異なる法規規定が適用され、当該第三者が倒産、支払不能に陥った場合もお客様の資金は日本国内の規定と異なる規定下に置かれ、本条項に規定される第三者の作為及び不作為及び支払い能力に関して当社は免責されるものとします。

#### 第8条 証拠金の取扱い

お客様が当社と行う本取引の必要証拠金の取扱いについては、次の各号に従うものとします。

- ① お客様は、本取引における新規の売買を成立させようとする場合、当社の定める必要証拠金並びに、手数料（該当する場合）以上の額を預託金として、別途当社の定める方法を遵守しかつ当社の指定した時間までに、当社に預託されること。予め当社により決定された最低預託額以上の預託金が無い場合、または本取引における新規売買可能な預託金が無い場合は本取引を行うことが出来ないこと。
- ② 当社は本取引によりお客様の本口座に差損益金が生じた場合、お客様に事前に通知

することなく当該損金をお客様の証拠金残高から差引き、また当該益金をお客様の証拠金残高に加える権利を有します。

③ 当社は経済情勢、取引所の決定その他等の変化に伴い取引証拠金率を変更する権利を有し、取引証拠金率を変更したときは、未決済建玉の取引証拠金に対しても変更後の取引証拠金率を適用する権利を有します。

④ 当社はお客様より預託されている取引口座の金銭に対しては、その利息を支払いません。

⑤ 前各号に定める事項のほか、お客様が当社と行う本取引に係る証拠金の取扱いについては、当社の規定により執行されるものとします。

⑥ 当社はお客様に事前の通知することなく証拠金預託残高から、料率表に定める手数料並びに、諸経費を差し引く場合は取引口座から徴収します。手数料あるいは、その他諸経費が必要証拠金額を上回った場合には未決済建玉を自動的に決済します。

## 第9条 値洗い

当社はお客様の本取引に係る未決済建玉を毎営業日の市場価格の変化に応じて当社所定の方法で評価替えをします。

## 第10条 預託金の追加預託

10-1. 前条の値洗い計算の結果または必要証拠金率の変更等により、お客様の本取引に係る出金／使用可能残額と未決済建玉に係る値洗い損が必要証拠金の合計を下回った場合、お客様はその必要額を当社が規定した期限までにその入金を確認できるように預託しなければなりません。期限までに未入金または確認不能な場合、本約款第14条及び第15条に基づき当社はお客様に事前に通告することなく直ちにお客様の勘定で未決済約定の清算を行う権利を有します。また、当社はお客様に対し預託金追加預託の請求の通告後も市場環境の急激な変動を認めた場合、本項記載の追加預託金の入金指定期限を待たずにお客様に事前に通告することなくお客様の勘定で未決済残玉の清算を行う権利を有します。

10-2. お客様は当社が前項の規定に従い清算を行った場合、当該反対売買時の成立値段により差損益金を計算し、お客様に事前に通知することなく当該差損益金を預託金残高から加減することに同意するものとします。また、当該差引計算により不足額が生じた場合、お客様は当社が指定する期日までに当社に当該不足額を支払うものとします。またお客様は本項並びに前項発動に伴う結果が取り消し不能であることに同意するものとします。

10-3. 当社はお客様に対し追加預託金の入金の通告の際、入金確認まで別途規定した条件で追加預託金の請求及び未決済約定管理を行うものとします。

10-4. お客様が追加預託を当社に入金する必要があるが生じた場合、当社は遅滞なく電磁的方法によ

りお客様に通知を行うものとします。但しその通知がお客様の不在の他、当社の責任に帰することのできない事由により延着し、または到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとみなすこととします。

- 10-5. お客様は追加預託金請求を受けた後当社がその入金を確認するまで新規取引を行うことができません。

#### 第11条 預託金の返還

お客様の本取引に係る出金／使用可能金額に関して、お客様がその全部または一部の返還を請求されたときは、当社は当社の定める期日までに当該請求に係る額をお客様に返還する手続きを行います。

#### 第12条 預託金等による債務の弁済

- 12-1 お客様の取引口座内の全ての金銭は、お客様の当社に対する本取引に係る債務に対し共通の担保となります。また、お客様は取引口座内の金銭をもって、当社に対し本取引に係る債務、手数料も含まれますがこれに限定されないものの弁済に充当するものとし、その充当につき不足が生じたときは、お客様は当社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うものとします。

- 12-2. お客様が前項の不足金の支払いを怠った場合、その他当社に対する債務の履行を怠った場合は、当社の請求により、当該不足金または不履行債務額に対して支払期日の翌日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

- 12-3 当社が本取引に関連し、お客様の取引口座に対し、お客様に正当に帰属しない金銭を入金していたことが判明した場合（通信設備またはコンピューター等のハードウェア若しくはプラットフォームを含むソフトウェアの故障または不具合による場合を含むが、これに限られない。）、当社は、速やかに、お客様の取引口座内の金銭をもって、当該利得に関するお客様の不当利得返還債務の弁済に充当することができます。かかる充当によってもなお当該債務の弁済に不足が生じるときは、お客様は当社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うものとします。

#### 第13条 助言

- 13-1. 当社は取引執行のみを行い、特定の取引における効用、税制面における影響、投資の組成等の助言を行わないものとします。またお客様が取引を行う場合はお客様自身がリスクを認識し、お客様自身の調査と決定について自ら責任を負わなければなりません。またお客様は当社に取引におけるリスクと効用を自身で十分に判断評価できる知識と経験があることの有無を伝えなければなりません。当社は本約款条項による取引の対象となる商品の適格性について何ら保証するものではなく、お客様に対し信頼関係に基づく忠実義務を負いません。



13-2. お客様は当社からの市況や電子取引に関する事柄等を含めた情報（以下「情報」といいます）が提供される場合、以下の条件に従うものとします。

- ① 情報などの提供があってもそれは当社とお客様との取引関係に付随的なものであり、単にお客様が自身で投資及び取引判断を出来るようにするためのものであって、助言となるものではありませんし、お客様の投資に関する断定的判断または売買の勧誘を目的としたものでもありません。
- ② 情報の正確性、完全性並びに生じる税務上の問題について、当社はそれを表明、保証、または約束をするものではありません。
- ③ お客様ご自身の私的利用またはその他の法律によって明示的に認められる範囲を超えて情報を利用（複製、改変、アップロード、掲示、送信、頒布、ライセンス、販売、出版等を含む）することを禁止します。
- ④ 情報をお客様に提供する前に、当社はこれら情報を利用することができます。これら情報をお客様が受領する時期について当社は表明せず、他のお客様と同時期に受領できるか否かについて当社は保証いたしません。また他で公表された調査報告等がこれら情報に含まれることがあります。

#### 第14条 期限の利益の喪失

14-1. お客様に次の各号の事由の何れかが生じた場合には、お客様は当社から通知、催告等がなくても、当社に対する本取引に係る債務について期限の利益を失い、直ちに当社に債務を弁済しなければなりません。

- ① 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申し立てがあったとき。
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ③ お客様の当社に対する本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押または差押えの命令、通知が発送されたとき。
- ④ お客様の当社に対する本取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について仮差押え、差押または競売手続きの開始があったとき。
- ⑤ 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由に該当したとき。
- ⑥ 住所変更の届出を怠る他お客様の責任に帰すべき事由により、当社にお客様の所在が不明となったとき。
- ⑦ 死亡、心身機能の重度な低下により、本取引の継続が著しく困難または不可能となったとき。

14-2. 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、お客様は当社の請求によって当社に対する本取引に係る債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければなりません。

- ① お客様が当社に対する本取引に係る債務またはその他一切の債務のいずれかにつ

いて一部でも履行を遅延した時。

- ② お客様の当社に対する債務（但し、本取引及び未決済建玉に係る債務を除く）について差し入れている担保の目的物について差押または競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含む）があったとき。
- ③ お客様が本約款条項に違反したとき、またはお客様にその可能性があり、当社が違反と認定するべきと判断した場合。
- ④ 前各号のほか、当社がお客様に対する債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

- 14-3. お客様は、前項の期限の利益の喪失事由に該当したとき若しくはその虞があるとき（ただし、お客様が死亡した場合を除く）、または当社に差し入れている担保の目的物のみならず、お客様が他の債権者に対して差し入れている担保の目的物について、差押、競売手続の開始があったとき、若しくはその虞れのあるときは、直ちに書面を以ってその旨を報告するものとします。

#### 第15条 期限の利益の喪失による清算

- 15-1. お客様が前条各号のいずれかに該当したとき、または本取引に係る債務について、一部でも履行を遅延した場合、当社は、任意にお客様が当社の取引口座を通じて行っている全ての取引に係る決済として、必要な反対売買をお客様の勘定において行う権利を有します。反対売買を行った結果損失が生じた場合、お客様は当社に対してその額に相当する金銭を直ちに支払わなければなりません。
- 15-2. お客様が本約款条項に基づき当社に対する債務を当社が定める期限までに履行しないとき、お客様が当社に対して差し入れている担保物(外国通貨、有価証券等を含む)がある場合は、当社はお客様に事前に通知、催告等を行うことなく、かつ法的手続きによることなく、お客様の勘定において当社の判断と任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序に関わらず債務の弁済に充当することができることとします。また、当社が占有し、または社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づく口座に記録しているお客様の外国通貨、有価証券、その他の動産等についても同様に弁済に充当することができることとします。なお、当該弁済充当を行った結果残債務がある場合、お客様は当社に直ちに弁済するものとします。

#### 第16条 相殺

- 16-1. 期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合、その債務とお客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権を、その債権の期限如何に関らず、いつでも相殺する権利を有します。その場合、当社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客様に代わり諸預け金の払い戻

しを受け、債務の弁済に充当する権利を有します。また、相殺によってもなお弁済されない債務その他の当社が保有する権利について、当社は権利を保持し続けます。

- 16-2 前項の相殺をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間の計算実行日までとし、債権債務の利率については当社が定める利率によるものとします。また相殺を行う場合、債権及び債務の通貨が異なるときは当社の指定する為替レートで両替するものとします。

#### 第17条 充当の指定

債務の弁済または前条の差引計算において、お客様の債務の全額を弁済するに足りない場合は、当社がお客様が別途当社に預託した担保等から適当と認める順序方法により、充当する権利を有します。充当後もお客様の債務の全額を弁済するに足りない場合は、本約款第12条が適用されるものとします。

#### 第18条 先取特権

当社は、自身が有する一般先取特権あるいはその他の権利に加え、適用法に基づきお客様が当社に対して負う全ての責任及び義務（条件の有無及び保管に関する条項に基づくか否かを問わない）を果たすまで、お客様の預託金及び預託資産に対して一般先取特権を有します。当該先取特権は、中間の支払あるいは口座の清算にかかわらず効力を持ち続けます。

#### 第19条 債権譲渡などの禁止

お客様が当社に対して有する本取引に係る債権は、これを他に譲渡または質入れその他処分をすることができません。

#### 第20条 指示

- 20-1. お客様からの取引注文発注並びに指示、関与、通知、要請等の確認あるいは取消のいずれであっても、それらが電磁電子的手段を含めて実際に当社により受領されない場合は効力を持たないものとします。お客様からの指示が電話、コンピューターまたは他の手段による場合、お客様が当該指示に対し取消または確認をし損なったとしても、当社は当該指示を有効に実行することができるものとします。また、一度なされた指示については当社の同意によりのみ取消訂正が可能なものとします。
- 20-2. 当社は、お客様からの取引執行の為の指示を断る場合があります。その場合、当社はお客様にその理由の開示を行いません。

#### 第21条 諸経費及び公租公課

- 21-1. お客様は、当社が別途定める受渡手数料及び送金手数料並びに口座管理料他諸経費を、

遅延及び減額なく支払うものとします。これら支払いは当社がおお客様の指示により行った取引、行為、支払の後、本口座から当社が当該金額の全額を引落し行います。また、これらは取引約款第 14 条及び第 15 条の当社の権利を失わせるものではありません。

- 21-2. 諸経費は、取引所の事情、経済情勢他の変化により、当社の判断で変更することができるものとします。
- 21-3. お客様は、本取引に係る公租公課を、お客様自身の負担により支払うものとします。

#### 第 2 2 条 取引に係る費用、損害及び損害金の負担

お客様は、本取引に係る費用、支払延滞による損害及び損害金等を直ちに当社に支払わなければなりません。また、前項の費用及び損害等は、当社所定の料率、計算方法によるものとします。

#### 第 2 3 条 決済及び取引条件の変更

当社は、事故、天災地変、経済事情の激変、その他やむを得ない事由に基づいて取引条件の変更を行う権利を有するものとします。また、お客様は当社が決済条件の変更を行った場合には、その措置に従うものとします。

#### 第 2 4 条 届出事項の変更届

- 24-1. お客様は、当社に届け出た氏名（名称）、署名、印鑑、住所（所在地）、共通番号、勤務先等、お客様への出金指定金融機関他、申込書記載事項に変更があったときは、直ちに書面または別途定めた手続きによって当社にその旨の届出をしなければなりません。変更届が当社に提出されない場合は、当社は本約款に基づいたお客様に対する義務履行の凍結または停止を行う権利を有します。
- 24-2. 当社が指定したログイン ID、パスワード等を失念または喪失した場合は、速やかにその旨を当社に届け出るものとします。
- 24-3. 前各項の届出があった場合、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認められる書類等をご提出いただくことがあります。
- 24-4. 第 1 項または第 2 項のお届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ、お客様からお預かりしている資金の返還請求には応じられません。

#### 第 2 5 条 報告書等の作成及び提出

- 25-1. お客様は、日本国並びに当社の指名した、仲介、執行、清算業者の存在する各国の法令等に基づき、両国行政機関等対してお客様に係る本取引の内容、その他の報告が要求される場合は、当該機関の要求に従い報告する義務を負うものとします。また、お客様は当社が両国の法令等に基づき、お客様に係る本取引の内容その他を両国行政機関等に報告することに同意するものとします。この場合、お客様は当社の指示に応じて、報告書

その他の書類の作成に協力しなければならないものとします。

- 25-2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成及び提出に関して発生した一切の損害について、当社は免責されるものとします。

## 第26条 解約

- 26-1. 次の各号のいずれかに該当し、取引口座に未決済建玉または証拠金等の残高がある場合は、原則、お客様ご自身で未決済建玉を決済し、出金指定金融機関への出金の手続きを行うものとします。ただし、お客様が当該手続を履行しない場合、またはお客様への連絡が不達の場合は、当社の裁量により、お客様の未決済残玉が残存する場合は当該未決済建玉をお客様の勘定で、当社の任意のタイミングで決済し、本約款条項に基づく契約を解約します。なお、当社の裁量において当該手続を行った場合でも、当該手続に係る処理の方法及び時期並びにその結果等の全ての事項について、お客様は一切の異議を申し立てないものとします。但し、お客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款条項に基づく契約は効力を有します。
- ① お客様が当社に対し解約の申出をなされたときまたはやむを得ない事由により当社がお客様に対し解約の申出をしたとき。
  - ② お客様が、本約款のいずれかの条項または国内外の本約款に関連した全ての諸法令、若しくは一般社団法人金融先物取引業協会、日本証券業協会、各市場における自主規制団他関連した国内外業界及び規制団体の規定または倫理・行動規範に対する違反が認められた場合。
  - ③ お客様が、当社が定める口座開設基準を満たさなくなったときまたは心身機能の低下等により、本取引の継続が著しく困難または不可能と当社が判断したとき。
  - ④ お客様が国内非居住者となり、居住者に復帰する見込みがなくなったとき。
  - ⑤ 第35条に定める本約款条項の変更またはその他の関連規定の変更にお客様が同意されないとき。
  - ⑥ お客様から所定の期日までに必要な代金または料金等が支払われないとき。
  - ⑦ お客様が風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損したとき。
  - ⑧ お客様の取引注文が市場の公正な価格形成に弊害をもたらすものと当社が判断し、当社が相当の注意喚起をしたにもかかわらず是正されないとき。
  - ⑨ お客様が当社との取引に関して脅迫的な言動をし、暴力を用いまたは業務を妨害した場合、その他当社がお客様との契約継続を困難または不相当と判断したとき。
  - ⑩ お客様から、お客様の個人情報につき利用停止のお申出があったとき。
  - ⑪ 当社が本約款に定める契約に関する業務を営むことができなくなったとき。
  - ⑫ 第14条（期限の利益の喪失）各号のいずれかに該当した場合。
  - ⑬ お客様において当社サービスにかかる価格等の情報の取得方法または利用方法が不適切であると当社が判断したとき。

- ⑭ お客様の当社に対する債務につき、その一部でも履行を遅滞したときまたは当社が定める期間内に、当社サービスに係る取引、残高等を基準とした一定の条件を満たさないとき。
  - ⑮ お客様が当社サービスにおいて仮名取引若しくは借名取引またはその疑いがある取引を行った当社が判断したとき、または当社がお客様に対し、本人確認書類の再提示を求めたにもかかわらず、お客様がそれに同意または承諾されないとき。
  - ⑯ 口座の名義人名を偽り、第三者の意思により口座を開設し、または取引していたこと、若しくはその疑いがあると当社が判断したとき。
  - ⑰ お客様の口座が法令や公序良俗に反する行為に利用されたとき、またはその恐れがあると当社が判断したとき。
  - ⑱ お客様が他のシステム等を利用するなどして当社システム等を不正に操作し、若しくは改変等を行い取引したとき、またはそのような取引があったものと当社が判断したとき。
  - ⑲ 取引の方法の如何にかかわらず、当社が、短時間における連続した取引、インターネット市場の混乱を招く取引、当社のカバー取引に影響を及ぼす取引、または過度な取引等不適切な取引であると判断したときまたはその虞があるとき。
- 26-2. お客様が、各市場における自主規制団体他、関連した国内外業界及び規制団体の規定または倫理・行動規範に対する違反が認められた場合、当社は本約款条項に基づく契約を解約する権利を有します。
- 26-3. お客様が当社規定により定められた期間内に当社のサービスをご利用なされず、かつ未決済残玉が無い状態の場合、当社はお客様に事前に通告することなく本契約を解約する権利を有します。
- 26-4. お客様が次の各号に該当する場合、当社は契約残玉を全てお客様の勘定で強制決済し、本契約を終結することができます。但し、お客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款条項に基づく契約は効力を有します。
- ① お客様である法人または登記簿謄本記載の役員及び役員などと同等の支配力を有する使用人等が、マネーロンダリングに関与している事実が判明した場合。
  - ② お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下これらを総称して「暴力団員等」といいます。)、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、または、役員若しくは経営に実質的に関与している者が暴力団員等と

社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められ、当社が解約を申し出た場合。

- ③ お客様である法人または登記簿謄本記載の役員または監査役が、金融商品取引法第29条の4第1項第1号(ロ)に該当する事実が判明した場合。
- ④ お客様が届出事項の変更に係る届出を行わないとき、または届出事項等に関して虚偽の届出をした場合若しくは口座開設に必要な提出書類が真正でない当社が判断した場合。
- ⑤ お客様が暴力的要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めた場合。
- ⑥ お客様名義の口座にお客様以外の名義（ご家族を含む第三者）で二度入金した場合。
- ⑦ お客様が口座開設の要件を満たさなくなった場合またはお客様が本約款上の規定その他の当社との契約に違反された場合。
- ⑧ お客様が金融商品取引法その他の法令に違反された場合。
- ⑨ お客様が当社の業務運営を妨げていると当社が判断した場合。
- ⑩ 上記の他、お客様が本取引を行うことについて不適格であると当社が判断した場合。

26-5. 当社は、お客様が、第1項各号に該当すると判断した場合、その他当社サービスを行うことが不適当と判断した場合には、事前の通告なくお客様のサービスの利用を制限し、または禁止することができるものとします。また、当社がお客様のサービスの利用を禁止した場合には、お客様は直ちに期限の利益を喪失します。

## 第27条 免責事項

27-1. 次の各号に掲げるお客様が蒙る損害について、当社は一切免責されるものとします。

- ① 天変地災・政変・同盟罷業・外貨事情の急変、通信回線・機器及びコンピューターの故障、郵便の遅配並びに誤配、政府及び監督機関による行為・命令、仲介業者・代理人・金融機関を含む資金保管機構・企業・清算機関及び取引業者並びに一般社団法人金融先物取引業協会を含めた監督機関の過失、その他当社自身により制御不可能な不可抗力と認められる事由により本約款及び関連する規定により定められた義務全てまたは一部を履行できない場合より生じた損害。
- ② 市場の閉鎖、市場及び政治経済環境の変化・不安定若しくは法令、規則、清算機関等の規定の変更の理由により、お客様の本取引に係る注文に当社が応じ得ないことにより生じた損害、並びにお客様の指示された取引及び注文の全部、または一部が成立しなかったことにより生じた損害、並びに本約款条項及び関連する規定により定められた義務の全てまたは一部を履行できない場合より生じた損害。
- ③ 電信、インターネット、電話回線または携帯電話設備若しくは郵便等の通信手段における誤謬または遅延等の当社の責めに帰さない事由により生じた損害または通信回線、通信機器、ソフトウェア及びコンピューター機器等の障害、瑕疵並びに第

三者の妨害による情報伝達の遅延、不能または誤作動が生じたことにより生じた損害等。

- ④ 所定の書類に使用された印影または署名が届出の印影若しくは署名と相違ないものと当社が認めて、金銭の授受その他の処理が行われたことにより生じた損害。
- ⑤ お客様が本取引の注文を行われる際、当社に登録されているログイン ID、パスワードまたは取引暗証番号及び氏名等の不備で、当社が注文に応じ得ないことにより生じた損害。
- ⑥ お客様のログイン ID、パスワード等をお客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、あらかじめ当社に登録されているものとの一致を当社が確認し、そのうえで行われた取引により生じた損害等。
- ⑦ 当社がお客様に配布したプラットフォームへのお客様によるソフトウェア、コンピュータ、計算機（器）、通信及びネットワークシステム他の別途連結や追加搭載、またはプラットフォームに搭載されているが当社が直接管理を行っていないソフトウェア、プラットフォームの一部または全ての改造や修正、またはお客様がプラットフォーム内で一部または全て加筆または変更されたプログラム等に起因して発生したお客様の約定及び注文の発注、確認、取消の不能または（誤約定、遅延、未着を含む）異常によるお客様の一切の損害。
- ⑧ 当社がお客様に配布したプラットフォームを使用するためのお客様のパスワードを含めたアクセス詳細が、お客様による漏洩、盗用されたことにより発生した一切の損害。ただし、当社の故意または重大な過失に起因するものを除く。
- ⑨ 急激な注文の殺到に伴う取引の全部または一部の履行遅延・履行不能により生じた損害・機会利益の逸失。
- ⑩ 当社提供のチャートを含む各種情報の誤表示、停滞、省略、中断あるいは更新停止により生じた損害・機会利益の逸失。
- ⑪ 次に掲げる項目に該当したため、当社の判断で、お客様の注文を執行しなかったこと、当社が提示レートの訂正若しくは取消を行ったことまたはお客様の意図しない取引が成立したことにより生じた損害。
  - ア 当社が不正と認めた取引において約定した場合。
  - イ 提示レートがマーケットの実勢レートから明白に乖離していると当社が認めた当該提示レートで約定した場合。
  - ウ システム障害等が発生している際に約定した場合。
  - エ 相場の急激な変動等により、スプレッド幅が広がる、スリッページの発生、またはロスカットや強制決済の執行により約定した場合。
  - オ その他、当社が必要と認める場合。
- ⑫ クイック入金の利用に際して、手続き中及び手続き処理中にエラーが生じるあるいは、お客様が定められた操作を行わなかったために、当社のシステムが当該入金を



リアルタイムに口座に反映できなかったことにより生じた損害。

- ⑬ お客様の口座に立替金または不足金があることにより、お客様の取引注文を受託しなかった場合、お客様の取引注文を無効とした場合若しくは執行しなかった場合、または、お取引を制限、停止若しくはお預かりした金銭を返還しなかった場合により生じた損害。
  - ⑭ 当社がお客様の指定した出金指定金融機関へ振り込みを行ったものの、出金指定金融機関がサービスの受付を停止していた場合または出金指定金融機関等のシステム障害により生じた損害。
  - ⑮ 当社の提携先及び銀行間市場参加の金融機関並びに金融商品取引業者より当社に提供された取引価格並びに情報データの不正確または誤り（一般的にはBAD TICK=バッドティックまたはバグデータと呼ばれます）の発生を理由とした当該価格またはデータに基づく約定成立について、価格訂正または約定が取り消される場合があり、その場合の当該約定の価格変更または約定取り消しにより生じた損失または機会利益の逸失。
  - ⑯ 本約款に基づくサービス内容の変更または利用の制限若しくは停止、または本約款に基づく情報サービスの提供の中止により生じた損害。
  - ⑰ お客様が本約款、その他の当社との契約事項に反したことにより生じた損害またはお客様が当社のサービス内容若しくはその利用方法を誤解または理解不足であったことに起因して生じた損害。
  - ⑱ お客様から届出事項若しくはその変更について届出がないことにより、お客様の取引注文を受託しなかった場合、お客様の取引注文を無効とした場合若しくは執行しなかった場合、または、お取引を制限、停止若しくはお預かりした金銭を返還しなかった場合により生じた損害。
  - ⑲ やむを得ない事由により、当社が本サービスの中止を申し出た場合により生じた損害。
  - ⑳ 国内の休日、当社の取扱い時間外または当社が行うシステムのメンテナンス等により、当社がお客様の注文に応じ得ないことにより生じた損害。
- 27-2. 当社は本取引において、自身の独自の判断で当社の関連業者または国外の仲介業者を使い取引その他契約遂行に必要な行為を行うことができます。仲介業者及び代理人の行為または不作為に関して、当社並びに役員を含む当社社員並びに代理(人・店)はお客様に対して免責されるものとします。また、お客様の選定した仲介業者及び代理(人・店)の行為に対して当社は免責されるものとします。
- 27-3. 当社、当社の役員・社員、代理人及び当社の委託を受けてその業務の一部を代行する第三者は、直接的な過失、及び作為または詐欺がない場合は、お客様が蒙る直接的または間接的損失、損害、及びその費用について一切免責されるものとします。また、いかなる場合であっても当社は間接損害及び直接損害に対しても一切免責となります。尚、当

社の過失により起こり得るお客様の死亡や傷害に関わる事柄については、その性質上当然のことながら本約款条項では規定の対象となりません。

- 27-4. お客様は本約款条項でお客様の債務、お客様による義務不履行及び提供情報の誤り、仲介業者の要請または本約款記載の当社の権利行使により算定された損失、支払、費用(法務的費用も含む)、税金、(購入)代金を充当する為に当社がお客様に対し請求する金額を全額支払うものとします。
- 27-5. お客様の逸失利益については、当社はその責任を負わないものとします。

## 第28条 諸通知及び文書の交付・閲覧

- 28-1. 当社は、電子メールを含む電磁的方法、または当社が都度任意で定める方法よりお客様に対し本取引に関連した各種報告書を交付するものとします。
- 28-2. 前項の方法により交付された各報告書については、その内容を必ずご確認くださいこととし、内容に相違または疑義が生じた場合は、交付後、速やかに当社まで連絡をするものとします。ご連絡またはご異議の申し立てなき場合、その記載内容が承認されたものとみなし、お客様はその記載内容を受諾されたものとします。

## 第29条 通知の効力

当社は、お客様の届け出た氏名、住所若しくは所在地または電子メールアドレス宛に、諸通知をお送りします。但しお客様の責任に帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとします。

## 第30条 録音・記録

当社は、お客様との間で行われる電話通話も事前の通告なしに録音することができ、その録音は裁判における証拠として認められるものとします。

## 第31条 関連提供サービス

- 31-1. 当社が、お客様に対して本取引に関連して第三者に委託したのものも含めて提供した市況およびその関連情勢等に関する意見、報告書、概略、分析・その他の情報並びに提供するサービス（以下「情報・サービス」といいます）に関しては、全ての知的所有権は当社に帰属し、お客様は当社の書面による事前の承諾無く情報・サービスの複製、送信、掲載、転載、販売、公表その他の利用を行ってはならないものとします。
- 31-2. 当社が提供する情報・サービスに関しては、事実の報告等を除き当社はその正確性並びに完全性を保証するのではなく、また特定若しくは一定の種類を念頭に置いたものでないためにお客様に適当ではないことを認識するものとします。
- 31-3. 当社は、お客様に事前に通告することなく本取引に関連して情報・サービス（その内容を含む）を変更することができるものとします。

- 31-4. 当社は情報・サービスの内容及びその不正確性、不完全性並びに故障等による提供不能及び当社が直接提供した以外の情報・サービスによるお客様の一切の損失に関して免責とされるものとします。

### 第32条 顧客情報

当社はお客様から届け出られたお客様の各種情報に関して、別に定める個人情報保護方針により取り扱うものとします。

### 第33条 表示・保証・誓約

- 33-1. お客様は当社に対し、本約款条項が有効となる日及びその後の取引が続く間、また以下の事項について表明し、真正であることを保証するものとします。
- ① お客様は満20歳以上であり、本契約を締結するのに十分な責任能力を有する。
  - ② お客様は本約款及び付随する付帯条項の執行に際し必要な権限、権利、同意、許可を有しており、本約款の締結及び取引の履行を法的に行い、本約款に基づく保証を行うのに必要な行為を済まされていること。
- 33-2. 本約款条項、個々の取引、あるいはこれらから生じる義務はお客様を拘束しており、その文言に従ってお客様に対し効力を持ち、お客様は、かかる文言による規制、指示、責任、合意に違反せず、また違反しようとしなないものとします。
- 33-3. 本約款条項の締結、及びその取引執行を、お客様自身が唯一の受益者として自身の名義を以って行うものとし、締結後は本口座を受託者またはそれに準ずる者として使用しないものとします。
- 33-4. 口座開設申込書、本人確認書および確認書類等によりお客様が当社に伝えられたお客様の各種情報は正確であり、意図的である無しに関わらず当社に錯誤を与えるものではないものとします。
- 33-5. お客様は取引執行等により発生する損失を金銭的に負担することができ、かかる取引は投資手段としてお客様の能力に適合しているものとします。
- 33-6. お客様は下記を誓約するものとします。
- ① お客様は本条項に関連する権限、効力、同意、資格並びに承認を獲得され、これに従い契約の維持に際し必要な措置を講じること。
  - ② お客様は債務不履行またはその可能性のある事態が生じた場合、即座にそれを当社に報告すること。
  - ③ お客様は本約款条項とそれに伴う行為について、必要とされる適用法規制を常に遵守する為の手段を講じること。
  - ④ お客様は本条項で述べられた事項を確認し、または、適用法令を遵守するために必要と考えられる情報を、当社の要請に応じて提供すること。
- 33-7. お客様の本条項に対する違反が判明した場合、または当社がそうとみなした場合は、当

社は本約款第 26 条記載条項発動前に、本約款に基づいたお客様に対する義務履行の凍結、または停止を行う権利を有するものとします。

#### 第 3 4 条 営業日及び取引時間

本取引に係る営業日、注文の受付時間及び執行時間は、当社が別途取り決めた時間内で行うものとします。

#### 第 3 5 条 約款条項の変更

- 35-1. 本約款条項は、法令諸規則または監督官庁の指示、その他当社が必要と判断した場合に変更されることがあります。変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項を当社ホームページ等へ掲載したうえ、お客様の届け出た電子メールアドレス宛に電子メールを送付する方法、または住所若しくは所在地宛に通知する方法によりお知らせします。但し、変更の影響が軽微であると当社が判断する場合には、当社ホームページ等への掲載によってお知らせします。
- 35-2. 前項の通知または掲載が行われた後、お客様から所定の期日までにご異議のお申出がない場合は、前項の変更にご同意いただいたものとさせていただきます。また、本約款の変更にご同意をいただけない場合、第 26 条記載条項に従い、本約款条項に基づく契約の解約となります。

#### 第 3 6 条 適用法・合意管轄

本約款条項は、日本国法により支配され解釈されるものとします。また、お客様と当社との間の本取引に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。尚、本条は取消しできません。

#### 第 3 7 条 雑則

- 37-1. 本約款条項は当社とお客様の他、それぞれの(相続などの)継承者や(買収等による)取得者の利益のために締結され、これらの者を拘束します。お客様は、当社の書面による事前同意なしに本約款条項に基づく権利や義務を第三者へ譲渡し、または託すなどの移転行為を行ってはならず、またしようとしてはなりません。また、本条項に違反する契約の譲渡、預託その他の移転行為は当社に対して無効となります。
- 37-2. 当社はおお客様の利益となる時期、方法で権利を行使する義務を持ちません。また、本約款条項に基づく当社の権利を行使せず、またはその行使が遅延しても、権利またはその行使方法の放棄を意味せず、当社による 1 つの権利行使は他の権利行使を阻害するものではありません。
- 37-3. 本約款条項により当社に求められ、あるいは認められた作為または不作為に関連し、当

社が第三者を相手として提訴を含む法的措置を行うか、または当社に対して第三者からこれらの行為が行われた場合、お客様は当該法的措置及び提訴における当社の攻撃防御に最大限の協力を行わなければならないものとします。

- 37-4. お客様が組合組織、または複数の者で構成されている場合は、本約款の下におけるお客様の責任は組合員または構成者に連带的に及びます。このような場合に、お客様を構成する一人あるいは複数の者が死亡、破産、清算、解体した場合であっても、当社はこれらの構成員やその承継者に対する権利を失わない他、他の構成員の本約款に基づく当社への権利義務は従前通りの効力を持ち続けます。
- 37-5. 本約款条項下でのお客様の全ての義務は迅速に履行するものとします。
- 37-6. 口座開設の申込みを提出したお客様には、口座開設手続き及び入金手続き等のサポートや取引システムの操作方法をはじめ、取引一般に関するご不明な点および開催中のキャンペーン等のご案内ならびに新商品のご紹介等を目的として、当社より電話またはメールにて連絡する場合があります。

### 第38条 米国 FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）に関する特則

- 38-1. お客様は、米国政府及び日本政府からの要請により、当社がお客様について、外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があると判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。
- ① 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織
  - ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織
- 38-2. お客様が非協力的口座保有者の場合、あるいは FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除く。）の場合、当社は、FATCA の要請に基づき、お客様の資産を控除や源泉徴収などを実施することがございます。

(2016年1月)

## 電子取引における付帯条項

### 1. 目的

本付帯条項は、お客様が電子取引サービス（当社または関連業者が配布するプラットフォーム、当社またはシステム提供元がサーバー上で提供する取引システム（以下、「本システム」といいます。）を以って当社との間に取引を行う際に適用されるものとし、ます。

### 2. ログインID及びパスワード

お客様は、ログイン ID 及びパスワードを管理する責任を負うものとし、ログイン ID 及びパスワードを使用できるのはお客様本人のみとします。また、お客様はログイン ID 及びパスワードを他人に貸与または譲渡することはできないものとし、ます。

### 3. 本システム使用条件

お客様は、下記条件を満たす場合において、本システムを利用することができます。

- (a) 当社の本約款及び本付帯条項を承諾すること。
- (b) 本システムのログイン ID が当社より発行されること。

### 4. 取引システム使用環境

当社は、本システムを、インターネットを通じてオンラインで提供します。

### 5. サービス

- 5-1. お客様が電子取引に関連した手続きを行った後、別途合意または当社のウェブサイトに記載がない限り、お客様は電子取引サービスの提供を受けることができます。また、当社はセキュリティ手続きを随意に変更できるものとし、こうした 変更に関してお客様に迅速に通知を行います。
- 5-2. お客様が本サービスを使用して取引を行う場合、一日当りの取引数または総取引額に関連しての制限、並びに市場状況、法令諸規則により、電子取引システムにおいてお客様より直接発注される注文の種類に制限がある場合があります。また、お客様はシステムの更新変更若しくは当社及び関連第三者のサーバー他、関連周辺機器の再起動またはサーバーから接続業者への接続回線の再接続により、お客様の取引システムの画面上から入力した各種注文の発注（記録）が消去されることがあり、その場合お客様は自らのリスクにより注文の再入力を行うものとし、ます。

### 6. 注文の受付と実行

- 6.1 お客様が本システムを利用して行う売買注文は、注文内容を本システムサーバーが受信

し確認した時点で、注文を受け付けたものとします。

- 6.2 当社は、前項によりお客様から受け付けた注文につき、取引を成立させるものとします。ただし、以下の事由が生じたとき、当社は注文された取引を成立させない場合があります（また、(d)及び(e)の場合、注文執行に時間がかかる場合があります。）。
- (a) 注文の内容が法令、取引約款その他の当社の規程に違反する場合。
  - (b) カバー取引ができない場合及びカバー先が注文を成立させない場合。
  - (c) 注文が本システムにおける価格等の誤表示に基づくものである場合。
  - (d) 証券相場または外国為替相場などの相場に影響力のあるプレスリリースがなされること等により相場が乱高下する結果、当社のシステム上、価格形成に支障が生じ、または支障が生じるおそれがある場合。
  - (e) 理由のいかんにかかわらず市場の動向を当社の提示する価格に適切に反映できない状況が生じ、お客様がかかる状況に乗じて注文されていると当社が判断した場合。
  - (f) その他取引を成立させることが適当でないと当社が判断した場合。

## 7. 注文の執行・確認

- 7.1 お客様は、注文の執行に関して、以下の事項を遵守なさるものとします。
- (a) 売買注文の成立は本システム内においてお客様自身が確認するものとする。
  - (b) 売買注文の成立状況を本システム内で確認できない場合は、本システムのファイル内にある更新ボタンを押す、または、本システムからログアウトし再度ログインを行い、本システムが正常に稼動しているか否か確認するものとする。
- 7.2 お客様は、注文の執行に関して、以下の事項について同意なさるものとします。
- (a) 当社はお客様に有利になるように執行する義務を負わないこと。
  - (b) PCの設定環境、通信事情その他の事情によっては、注文が執行されない場合があること。
  - (c) インターネットの通信環境は本来データの伝送速度が保証されないものであり、注文執行の信号が本システムのサーバーに届くまでに伝送遅延があり得ることは避けられないこと。
  - (d) 相場動向により注文執行に時間がかかる場合があること。

## 8. 相場情報の照会

お客様は、お客様自身の判断でオンライン取引を行うものとし、外国為替相場情報等の電話での照会については、原則として、受け付けないものとします。

## 9. 著しく相場が変動した場合の影響

お客様は、著しく相場が変動した場合に関し、以下の事項に同意なさるものとします。

- (a) 経済指標発表時等には大量の注文が短時間の間に殺到し、一部または全部の注文が

成立しない場合があること。

- (b) 相場の大きな変動時には注文した逆指値注文の約定値が注文価格と乖離する場合があります。

#### 10. スワップポイントの口座への反映

お客様は、スワップポイントの口座への反映に関し、以下の事項に同意なさるものとします。

- (a) スワップポイントはあくまでも相対で決定するものであり、その時々々の市場環境によって左右されること。従って、お客様に提示するスワップポイントもそれに左右されること。
- (b) 一般的に金利の安い通貨を売り、金利の高い通貨を買った場合、お客様は通貨間の金利差をスワップポイントとして受け取ることができ、金利の高い通貨を売り、金利の安い通貨を買った場合は、その金利差をスワップポイントとして支払うこととなること。また、通貨間の金利が均衡している場合などは、どちらの通貨を買っても、または売ってもスワップポイントを支払うこととなる場合があるほか、受取りも支払いも発生しない場合があること。なお、当社が提示したスワップポイントが、マーケットの実勢レートから明白に乖離していると当社が認めた場合は、当該提示したスワップポイントの訂正等を行う場合があること。また、既に当該スワップポイントにより受け払いが当社とお客様との間で行われていた場合でも、これを訂正させていただく場合があること。

#### 11. ロスカット及び追加証拠金

お客様は、当社が別に定めるロスカットルールに従うものとし、また、追加証拠金が発生した場合には、当社が別に定める期限までに必要な証拠金を差し入れるものとします。

#### 12. 本システムの稼働時間

当社はシステム保守及び改良等のサーバーメンテナンスを随時行います。サーバーメンテナンス作業中は本システムの一部及び全部の機能が利用できなくなる場合があります。本システムの稼働時間の詳細は、当社が別に定めるものとします。

#### 13. 本システムを利用できない場合

インターネット等の通信機器及び通信環境の故障や誤作動、郵便の配達不備や遅滞、お客様または当社のコンピューターのハードウェアまたはソフトウェアの故障や誤作動などが生じ、かつ、当社側の事情によりお客様が本システムを利用できない場合には、必要に応じ当社ウェブサイトへの掲示等により告知するものとします。



#### 14. 取引履歴・残高照会

- 14.1 お客様は、本システムを利用して行った取引内容、口座残高、その他注文状況に関する事項については本システムにて確認することができます。
- 14.2 当社は、お客様の取引結果及び取引口座の残高通知を本システムを用いて行うものとし、原則として郵送・電話による通知は行わないものとします。

#### 15. チャートの提供について

お客様は、当社の提供するチャートをお客様の取引目的にのみ使用されるものとし、第三者への提供、営利目的での利用、再配信等を行うことはできないものとします。

#### 16. アクセス権

当社（お客様が注文受発注システムを利用し注文を行い、情報を得ている場合）は、お客様が当社の事前に通告した要求に従われているかを確認する為にいつでも事前の通告をした上で（または状況により即時）お客様のシステムにアクセスし調査することができるものとします。

#### 17. セキュリティ

- 17-1. 当社は、お客様に電子情報取引サービスのアクセスについて、セキュリティを確保するための手続きを通知できます。お客様は当社が通知した保安手続きに従うことに同意するものといたします。これらの目的のため当社はお客様にセキュリティ情報を提供する事があります。また、当社は当該サービスのユーザーに関連した特定のセキュリティ情報をお客様に提供できます。また、お客様は当社の要請または適用法に基づき当社に対して当該サービスのユーザーの詳細について、当社に提供することに同意するものといたします。セキュリティ手続きの一部として、当社はお客様（及び使用承認者）に対して当該サービスの使用許可前に事前にお客様により届けられた情報との符合を確認することができます。
- 17-2. お客様は、お客様の当該サービス使用に関連して当社によって発行されたセキュリティ情報の全てはお客様（及びその承認使用者）によってのみ使用されることを確認し、他の第三者に開示をしてはならないものとします。また、この目的のためにお客様が適切な保安維持管理をすることに同意するものとします。漏えいまたは紛失した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。セキュリティ情報の漏えいまたは紛失に係る損害について、当社は一切その責を負わないものとします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。また当社は本件に関してお客様に保安維持に関しての説明を書面にて要求することができ、お客様はこれに迅速に対応し全詳細を当社に提示するものとします。
- 17-3. お客様は、お客様自身と当該システムの承認使用者に関して、下記を最低基準として明

確にするものとします。

- (a) システムの適正維持及び本サービス使用に対しての適応度の確認
- (b) お客様による動作テスト及び当社の要求により、お客様の使用機器またはシステムが、当社が規定した動作環境を充足しているかどうか当社が確認できるための必要な情報の提供
- (c) お客様による使用システム機器の定期的点検並びにウイルス感染検査の実行
- (d) 保安手続につき当社が与えた情報に従う。また、お客様は以下の方法による管理を行うことが望ましいことを認識するものとする。
- (e) 常に適切な方法を持ってセキュリティ情報の保護維持を行い、当該サービスの保安手続きの詳細を第三者に開示しない。
- (f) ログイン ID、パスワード他をそのまま書き留めたり記録したりしない。
- (g) 書面によるお客様のセキュリティ情報は受領後第三者に漏えいすることのないよう大切に保管する。
- (h) 誕生日、電話番号などの推察容易なものをログイン ID やパスワードにしない。

17-4 お客様は、自身のセキュリティ情報が第三者に漏洩または悪用されたと推察する理由がある場合は、お客様はそれを速やかに当社に通知しなければなりません。その場合、お客様は当社にそれを通知された後は同情報を使用してはなりません。

17-5. お客様はお客様のセキュリティ情報の紛失、悪用、盗難または当該サービスの未承認の使用に関連する全ての情報を当社に提供しなければなりません。また当社は、その独自の判断によりお客様に通知することなくお客様からのセキュリティ情報の紛失、悪用、盗難または当該サービスの未承認の使用についてもたらされた情報について妥当と考えられる情報を警察及び司法当局などに開示できます。

17-6. お客様及びその承認使用者並びに関連する第三者は、本約款の下で承認された以外の目的及び方法で、当社のコンピューターシステム及びその関連データにアクセスしてはならないものとします。

## 18. お客様の義務

18-1. お客様は自身で当該サービスの使用を可能とするシステムの用意を行うものとし、また口座利用者（法人のみ）にコンピューターシステムを提供する責任を持つ。またお客様または承認使用者は、本サービスに接続中はその機器から出来る限り物理的に離れないようにするものとします。

18-2. お客様は当社の要請に応じてウイルス監視防疫ソフトのインストールと適切な使用並びに定期的監視を行わなければならないものとします。

18-3. お客様は当該サービスに関して当社から指示があった場合その全てに従うものとします。

18-4. お客様と当社が相互に合意した本サービスの使用に関連した課金および手数料が発生

した場合、お客様はこれを速やかに支払うものとします。さらに前述の通り、お客様は料率表が当社のホームページに掲載された場合は、全ての該当する手数料等を支払うことに同意するものとします。

- 18-5. 本サービス使用に際し、お客様は下記を履行及び遵守しなければならないものとします。
- (a) お客様は、動作テストを行い、お客様の使用システムが当社により通告された動作環境を満たしているかどうか確認すること。
  - (b) 定期的にコンピューターウィルスの感染検査を行うこと。
  - (c) 第三者による本システムへの不法侵入、または無権限での取引や指示があったとお客様が認識しあるいは疑いを持った場合は、速やかに当社に通知すると共に、それがお客様の管理下で行われた場合は止めさせなければならないこと。
  - (d) ローカルエリアネットワークに接続されたコンピューター、または公共および不特定多数が接続するコンピューターで最初にお客様のセキュリティ情報が他の誰かに見られておりコピーされる事が無いことを確認できないもの、あるいは他人がお客様になりすましての接続が可能なコンピューターを用いて接続しないこと。
  - (e) お客様が接続中に本システムを他人に使わせないこと。
  - (f) オープンネットワークでの接続の際は、使用終了時に Web ブラウザの終了を確認すること。
  - (g) お客様は本サービス並びに本取引の施行が本付帯条項並びに法令諸規則、一般社団法人金融先物取引業協会、日本証券業協会、日本商品先物取引協会制定の諸規則の他、各種市場の取引参加者で構成される自主規制団体が制定した倫理・行動規範（以下「行動規範」といいます）に則り行われることに同意し、また行動規範内で市場慣行や電子取引の特性、または（その取引プラットフォーム上での技術的理由等による実勢価格と乖離した価格の出現他）電子取引における制御不可能な事象が起こりえることを悪用して、不当な利益を得る操作または取引を行うことを禁じる条項を本サービス並びに本取引にも適用するものとし、お客様に違反行為が見られた（または当社がそう認識した）場合、当社は当該行為により成立したお客様の約定の取消または変更（若しくはお客様の予期しない約定の成立）を行う権利を有すること。
  - (h) 売買取引の成立は、注文の種別または条件にかかわらず、市場において取引が成されたレートを用いるか、または参考とするものとする。また、電子取引の特性上不可避とされる、当該レートを逸脱したレート配信による売買取引が成立した場合は、注文の種別または条件に関わらず、当該注文値で成立した売買は、上記を基準にした売買値に変更されること。
- 18-6. お客様の端末または本システムの故障、不具合、ウイルス感染の事態が発生した場合、お客様は直ちに当社にその旨を報告し、当社からの許可通知があるまで当該端末および本システム使用を中止しなくてはならないものとします。

18-7. 本サービス経由以外の方法での執行約定に関して当社が許可しない注文および約定執行は、本サービスを使用する場合においても行わないものとします。

## 19. 当社 Web サイト について

19-1. お客様の当社 Web サイトの使用は、本サイト上で規定の法的通知または使用条件に準拠します。それら通知および使用条件と本約款との間に矛盾が生じた場合は、本約款が優先されるものとします。

19-2. 当社は本サイト上で各種情報（取引に関わることまたはその他、但しこれらに限らない）を提示します。お客様は当社が提示するこれら情報がお客様に対する売買の申込みで無いことを認識され、また提示した情報等がお客様に対して同水準および条件での約定執行を保証するものではないことを認識するものとします。また当社はそれら情報の正確性完全性に対して免責となり、表明または保証は行わないものとします。

19-3. 当社は本サイト上に第三者により運営されているインターネットサイトに移動可能なリンクを掲載できます。当該サイトは広く一般に利用可能であって、当社は単にお客様の利便性のためにリンクを提供するものです。当社は当該サイトでの提示内容に対して表明または保証は行いません。また当該サイトへ接続可能であるという事実自体は当社の保証、承認、資本支援を意味するものではなく、当該サイトの資本支援者または当社の関連企業も同様です。

19-4. 当社の提供商品を本サイトで広告することが可能です。お客様が既に当社に関連資料送付を断った場合であっても、本サイトに関してその制限は適用されないことに同意するものとします。

## 20. 知的所有権

（当社 Web サイトを含む）本サービスにおける特許、著作権、デザイン権、登録商標他すべての知的所有権は当社及び当社へのライセンス供給者に帰属します。お客様は当社が書面にて許可を行わない限り、システムの一部または全部を無断で複製、妨害、改造、変更、改変及び修正を行ってはなりません。また法令諸規則で許可されているものを除いて、本サービス（及び供与されるシステム等の）逆コンパイル、逆アセンブラも同様に行ってはなりません。法規制に伴い複製された電子取引システムは本約款に準拠するものとし、お客様は、ライセンス提供者の登録商標と著作権及び権利制限の通告は同複製においても適用されるものとします。また、お客様は自身により複製された最新の同複製の総数を書面にて記録更新されておかなければならず、当社が要求した場合はその詳細を文書にて速やかに報告しなければならないものとします。

## 21. オープンネットワーク経由での電子サービス提供

本サービスの提供は、インターネットのように誰でも接続可能なオープンネットワーク

經由して情報がやりとりされることも含みます。したがって、情報は保安上の境界を越えてやりとりされる事があります。当社は暗号化技術により第三者による情報送信妨害や漏洩を避けるため適切な手段を講じますが、当社とお客様以外の第三者がお客様の情報と取引内容を入手しようとするを常時防止することができないということを認識されるものとします。

## 22. 海外からの本サービス利用

当社はお客様に日本国外からの本サービスを含めた電子取引サービス使用を推奨いたしません。お客様が日本国外からの接続使用を行う場合は、その場合起こりえる危険性はおお客様自身の判断で解決し、当社はそれに関連した危険性に関して免責されるものとします。また特にセキュリティソフトウェアシステムは暗号化システムを含みますが、これは輸出規制の対象となるおそれがあります。お客様は本サービスを日本国外で導入及び展開使用する場合、お客様がそれを使用する地域により制限を受けることを確認しなければならないものとします。

## 23. 義務と弁済

本約款の他の条項の効力を失うことなく、免責事項と損害賠償条項に関連して下記条項を本サービスに適用するものとします。

- 23-1. 通信及び技術上の故障及び不具合、ネットワーク機器内での違法な妨害、ネットワーク容量の超過、第三者からの悪意ある接続妨害、インターネットの接続または通信不調、インターネット接続サービス提供者のシステムの一部の不完全または遮断によるお客様の（機会利益の逸失を含めた）一切の損害に関して当社は免責されるものとします。本サービスの接続に関してお客様に提供される情報データの遅延、不正確、誤り及び不作為に対して当社及びソフトウェアまたはデータを提供する第三者は免責されるものとします。
- 23-2. ウイルス、ワーム他システム破壊を引き起こすプログラムを混入防止のため当社により適切な対策が行われていた場合に、本サービスまたはお客様に本サービス使用のために当社により提供されたソフトウェアシステム経由でのウイルス等の混入によるお客様の損害に対し、当社は免責（契約責任及び不法行為責任のいずれを問わない）されるものとします。
- 23-3. お客様が本サービスに接続中、そのコンピューター等機器から物理的に離れていた間に発生した約定及び発注の不能、または異常及び誤約定を含むお客様の一切の損害に対し、当社は免責されるものとします。
- 23-4. 本約款に規定される方法以外で、電子通信サービス経由またはその他の方法で入手したデータ、情報、ソフトウェア、プログラム等に起因して発生した約定及び発注の不能または異常及び誤約定を含むお客様の一切の損害に対し当社は免責されるものとします。

- 23-5. お客様が保有、管理または使用するコンピューター機器及びソフトウェア等により制御されるシステム売買、プログラム売買、またはその他の目的により（これらに限らない）、お客様による当社が配布したプラットフォームへのソフトウェア、コンピューター、計算機（器）、通信及びネットワークシステム他の別途連結や追加搭載または当社が顧客に配布したプラットフォームに搭載されているが当社が直接管理を行っていないソフトウェア、プラットフォームの一部または全ての改造や修正、またはお客様がプラットフォーム内で一部または全て加筆または変更したプログラム等に対して当社が必要と認めたもの以外のお客様に対し操作他において保証並びに一切の支援を行う義務は無く、またこれらに起因して発生した（約定または発注の不能若しくは異常、誤約定を含む）お客様の一切の損害に対して当社は免責されるものとします。
- 23-6. お客様は当社のコンピューター及びネットワークシステムにウイルス、ワーム他システム破壊を引き起こすプログラムがお客様のコンピューター経由で混入されないようにするものとし、そうしたプログラム混入により当社が負う損害に対して、当社の要求に応じて損害賠償を行わなければならないものとします。
- 23-7. 当社はお客様のセキュリティ情報の不正使用により生じたお客様の損害、債務及び費用に関して免責されるものとします。またお客様は自身の承認の有無にかかわらずお客様のパスワードを利用して本サービスを使用した者により生じたすべての損失、損害、債務、訴訟等法的行動及び請求に対して当社の要求に応じて損害賠償し、当社を保護し、当社に損害を与えないものとします。
- 23-8. お客様は、本サービス利用並びに（当社とその関連業者、または第三者若しくはお客様自身の作成によるものを含むがこれらに限らない）お客様の機器による制御下でのプログラム（システム）売買を行う場合は、電子契約法第3条の但書に基づく確認措置（本サービスにより配布のプラットフォーム使用の際、取引の数量と取引の種別を表示し注文内容を確認の上で注文の確定をする措置）の省略により、注文または取引約定後は、誤入力を理由とした錯誤を原因としての約定取消や無効の主張権利の放棄に同意するものとします。
- 23-9. 当社は、お客様の未決済残玉の存在しない口座用の取引プラットフォームの不具合、停止、障害、異常を含めた動作の状態に起因するお客様の一切の損害について免責されるものとします。

#### 24. 本サービスの使用停止と解約

- 24-1. 当社はお客様の適用法令諸規則及び法律違反、本付帯条項を含めた本約款条項違反、ネットワーク障害、保守、セキュリティ障害からのお客様の防御等当社が必要と認めた場合、単独で即時かつ通告なしでお客様の電子取引の使用を即時中断、また無期限停止する権利を有します。また本サービスに関連した許可または本約款による契約が終了したときも、本サービスは自動的に終了となります。当社が準拠法に従いサービス提供の停

止を要求された場合、本サービスの使用は直ちに停止となります。またその場合、お客様は当社により本サービスの使用停止と同時に、お客様の約定の取消または変更（若しくは成立）が行われる場合があることに同意するものとします。

- 24-2. 本サービスの一時停止の場合、お客様は当社が受諾可能な代替的手段により、本約款または取引約款等に準拠した上で、注文の発注を行うものとします。
- 24-3. 当社の要求による本サービスの使用停止または解約に際し、お客様は当社の要求に応じて当社が本サービスに関連してお客様に配布した機器、ソフトウェアプログラム、文書を当社に返却または廃棄しなければならないものとします。

## 25. 用語定義

### 使用承認者

お客様が本サービスの使用を承認した者（複数）。

### 電子取引サービス

当社がお客様に提供するインターネット経由の取引、情報提供、WAP/注文発注サービスのこと。

### セキュリティ情報

1つ以上のログイン ID、パスワード、取引暗証番号他お客様を特定し、本サービスにアクセスすることが可能な情報。

### システム

コンピューターソフトウェア、ハードウェア、プログラム、ネットワーク、取引プラットフォーム他お客様が本サービス使用を可能にするのに必要な全ての装置、設備及び機構。

(2015年8月)